

栃木県労働基準協会連合会

令和6年1月1日

第69号

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

発行人

専務理事 堀澤俊孝

印刷 鈴木印刷株式会社



新年のご挨拶 一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会 会長 松下 正直

新年明けましておめでとうございます。

県内 8 地区労働基準協会ならびに会員事業場の皆様には、心新たに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は、当連合会の事業運営に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年、本県は誕生 150 周年を迎えましたが、県内では様々な記念行事が各地で開催され、多くの県民が郷土の歴史を振り返り、未来を志向する良い機会に恵まれました。

3 月には、ワールドベースボールクラシックで、栗山監督率いる日本代表チームが接戦の末に強豪国を連破し、3 大会ぶりに優勝を果たすという快挙に、国内が大いに盛り上がりました。

特に、劣勢にしてなお、不調の選手を信じて使い続ける栗山監督の采配と、最後にその期待に見事に応えた選手の一打で勝利を勝ち取った姿は、コロナ禍や物価高など多くの難題を抱える我々に勇気と希望を与え、その後の日本に明るい未来を予感させてくれました。

さて、新型コロナウイルス感染症は発生から 3 年半を経過した昨年 5 月に感染症 5 類へ移行され、幸いその後も沈静化の傾向が持続するなか、国内および県内の社会・経済活動は徐々に従来の姿を取り戻しているように見受けられます。

一方、1 年を経過してなお続くロシアによるウクライナ侵攻は出口の見えない泥沼の様相を呈しつつあり、その影響等による資源・エネルギー価格の高騰や世界的な金融引き締めによる欧米との金利差による為替市場での円安の進行など、国内経済は不透明感があります。

このように、昨年の日本経済を取り巻く状況は、少子高齢化による構造的な労働力不足も併せ、引き続き厳しい状況ではありましたが、県内企業各社は様々な経営課題の解決や、従業員の就労環境の整備に真摯に取り組みながら、経営を続けてこられました。

当連合会でも、関係各位のご努力により栃木地方産業安全衛生大会をフルサイズで企画し、関係者約 350 名にご参加いただき盛大に開催することができました。主要業務である技能講習等の講習事業につきましても、既存の講習に加え化学物質関係法令改正に伴い新設した 3 講習について、年間計画を大幅に超える追加開催に努めたほか、各地区協会に対しても新設 3 講習の開催支援を行うなど、協会員の利便性の向上に努めてまいりました。

また、働き方改革関係の周知啓発活動に関しましては、昨年に引き続き、過重労働防止・働き方改革関連法の周知徹底、とりわけ 2024 年問題に象徴される残業時間の上限規制猶予期限が迫る建設業や自動車運転者、医師に対する改善手法・相談窓口の周知、最低賃金の改定や賃金制度改善、有給休暇の取得促進などを重点的に取り組んでまいりました。

労働災害防止関係では、2023年度は第14次労働災害防止計画の初年度であり、その周知と併せて栃木労働局独自の取り組みである「Aない声かけ運動!プラス」への協力を呼びかけました。さらに、大幅な改正が行われた化学物質関連法令改正では、2月に栃木労働局と共催で200名を超える関係者の参加のもと、説明会を開催し、法令の円滑な施行に向けて周知促進を図ったところです。

当連合会といたしましては、これらの事業を着実に実施し、会員事業場が適切な労務管理を行えますよう、本年も引き続き地区協会活動を支援してまいりますので、地区協会役員および会員の皆様には引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本年の干支は辰ですが、辰年は古来より「陽の気が動いて万物が振動するので、活力旺盛になり、大きく成長し、形がととのう」年で景気が良くなると言われており、株式相場でも「戌亥の借金、辰巳で返せ」という格言があります。この格言どおり、県内産業界にとって成長の年となり、各地区労働基準協会ならびに会員事業場の皆様の飛躍の年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



年頭にあたって

栃木労働局長 奥村 英輝

新年、明けましておめでとうございます。

令和6年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会及び会員事業場の皆様におかれましては、心新たに輝かしい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中、当労働局の業務の推進に格別のご理解とご協力をいただいたことに、御礼申し上げますとともに、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

栃木労働局といたしましては、「リスキングによる能力向上支援、職能給の導入、成長分野への労働移動の円滑化を通じた、構造的な賃金上昇」といった三位一体の労働市場改革、「短時間労働者の年収の壁を意識せず働くことができるようなキャリアアップの促進」などの昨年来の政府の方針をみながら、「多様な人材の活躍促進」、「誰もが働きやすい職場づくり」を柱として業務をすすめており、各種支援策の実施を含め、引き続き、働き方改革の着実な実行を通じた労働環境の整備・生産性の向上の促進による働きやすい職場づくりの実現に向けた取組に力を入れてまいります。

こうした中、栃木県最低賃金は、地方最低賃金審議会の答申を踏まえ、昨年10月1日から41円引き上げ、時間給954円に改定いたしました。最低賃金額以上の賃金の支払をはじめとする労働関係法令の遵守とともに、同一労働同一賃金の遵守や事業場内における継続的な賃上げ等、非正規を含めた労働者の処遇改善をお願いいたします。

また、令和4年度に栃木労働局が実施した長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導において、対象事業場の約35.5%で違法な時間外休日労働（うち、57%が月80時間を超える時間外労働）が行われているなど、依然として長時間労働の実態が認められます。かかる長時間労働は、脳・心疾患やうつ病等の精神障害の発生をもたらす可能性があります。

さらに、働き方改革の重要な柱の「時間外労働の上限規制」については、令和2年4月から一部猶予されていた建設業・自動車運転者・医師等についても、時間外労働の上限規制が示され令和6年4月1日から適用の運びとなっています。

長時間労働を解消し、仕事と生活の調和のとれた働き方を推進していただくなど、継続的に取り組んでいくようお願いいたします。

栃木労働局では、第14次労働災害防止計画に基づき2023年から2027年の5年間で「労働災害による死者数を5%以上減少」、「休業4日以上死傷者数の増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少させる」という目標に向け労働災害の防止に取り組むこととしています。

こうした中、コロナ明け後の操業の再開や活発化もあり、残念ながら、県内の令和5年の労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く）は、令和5年11月末現在、休業4日以上死傷者数は、1,880人と前年同期より161人（9.4%）増加しており、令和5年11月末現在、死亡者数が17人と前年同期より4人増加しております。

このため、昨年末以来の年末年始無災害運動を皮切りに、「安全衛生の取り組みを見える化する仕組みを活用し、主体的に労働衛生対策に取り組む（SAFEコンソーシアム）」「転倒災害等作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」「エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた高齢者の労働災害防止」といったメリハリを付けた対策を一層積極的に取り組んでまいります。

会員各社の皆様におかれましても、働き方改革の着実な実施はもとより、基本的な労務管理・安全管理の徹底、リスクアセスメントの実施、全員参加による労働災害の防止への取組などにより、労働者が安全・安心で健康に働くことができる職場環境づくりの推進につぎまして、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、新たな年を迎え、貴会の益々のご発展と、関係者の皆様のご健勝、無事故・無災害をご祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

栃木労働局からのお知らせ①（健康安全課）

「年末年始無災害運動」実施要綱



（令和5年12月1日～令和6年1月31日）



1 趣旨

栃木県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）による休業4日以上死傷者数は、本年10月末現在で1,683人と前年同期よりも144人・9.4%増加し、この内13人（前年同期比1人増加）が尊い生命を失っている。

本年の死亡災害は、荷役作業中のものが5件発生しており、関係労働者に必要な作業手順が周知されていないと認められるものが多くを占めている。一方、休業災害では、転倒や腰痛等、労働者の作業行動に起因するものが多くを占めている。また、昨年度と同運動期間中に労働災害により1人が死亡しており、本年度は、より一層の取り組みを行う必要がある。

これから、年末年始を中心にあわただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通事故、荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増すため、各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者健康状態の確認等に全員で取り組むことが一層重要となる。

これら状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の防止と合わせて死亡災害の撲滅を目的とした「年末年始無災害運動」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

2 当局実施期間

令和5年12月1日から令和6年1月31日まで

3 運動スローガン

『健康と安全で 幸せつなぐ年末年始』

（中央労働災害防止協会 令和5年度 年末年始無災害運動標語）

4 災害防止の重点事項

- (1) 死亡労働災害（特に荷役作業時）及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅
- (2) 転倒及び腰痛等の行動災害の防止
- (3) 高所作業における「墜落、転落」災害の防止
- (4) 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 栃木労働局 緊急対策「荷役災害ゼロ 60 日運動」、「STOP！“建設 3 大災害”」及び「A ない声かけ運動！プラス」の展開
- (2) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (3) 重点事項に係る指導啓発用チラシの作成・配布、広報の実施
- (4) 各種会合等における周知徹底
- (5) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情に合った無災害運動の展開
- (2) 栃木労働局 緊急対策「荷役災害ゼロ 60 日運動」、「STOP！“建設 3 大災害”」及び「A ない声かけ運動！プラス」の展開
- (3) 建設業に対する監督指導等の実施
- (4) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (5) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (6) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) 栃木労働局 緊急対策「荷役災害ゼロ 60 日運動」、「STOP！“建設 3 大災害”」及び「A ない声かけ運動！プラス」の実施
- (3) 安全衛生パトロールの実施
- (4) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (5) 年末時期の大掃除等を契機とした 5S の徹底
- (6) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (7) KY（危険予知）活動を活用した非正常作業における労働災害防止対策の徹底
- (8) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (9) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (10) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (11) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (12) 交通労働災害防止対策の推進
- (13) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (14) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (15) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- (16) 感染症拡大防止対策の徹底
- (17) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

【参考資料等】※ ホームページに掲載しております。

- ・ 緊急対策「荷役災害ゼロ 60 日運動」
- ・ STOP！“建設 3 大災害”
- ・ A ない声かけ運動！プラス
- ・ STOP！転倒プロジェクト in 栃木
- ・ STOP！はさまれ・巻き込まれ災害
- ・ はしごを使う前に／脚立を使う前に（チェックリスト）
- ・ ロールボックスパレット／テールゲートリフターを使う前の 5 つの基本チェックリスト
- ・ 交通労働災害を防止するために
- ・ エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

陸上貨物運送事業・製造業の事業者の皆様へ
 荷主等（荷主・配送先・元請事業者）の事業者の皆様へ

緊急対策「荷役災害ゼロ 60 日運動」

令和5年3月以降、栃木県内の陸上貨物運送業及び製造業の自社事業場又は配送先事業場において、荷役作業中に労働者が死亡するという労働災害が多発（5件）しています。

栃木労働局としましては、この様な緊急事態に対応すべく、緊急対策「荷役災害ゼロ60日運動」を実施します。

下記の実施要綱に基づき、荷役災害防止対策を集中的に取り組むことにより、荷役作業における死亡災害を撲滅させましょう。

＜緊急対策「荷役災害ゼロ 60 日運動」実施要綱＞

1 目的

荷役災害防止対策に、年末年始無災害運動の時期に集中的に取り組むことにより、荷役災害における死亡災害を撲滅する。

2 実施時期

令和5年 12 月 1 日から令和6年1月 31 日まで

3 実施事項

(1) チェックリストによる点検を実施して荷役災害防止対策を徹底する。

(2) 『Aない声かけ運動！プラス』を実践して荷役災害防止対策を徹底する。

死亡災害事例

1	令和5年3月	被災者が、販売店に新車を納品するため、キャリアカーで新車を運搬し、道路上に止めて、新車を降ろしていたところ、走行してきた乗用車に後方から突っ込まれ、荷台上で新車と乗用車との間に挟まれたもの。
2	令和5年3月	被災者が、フォークリフトを用いて、パレットに載せたフレコンバッグ（中身はペレット、重さ約 650kg）を2段に重ねて、コンテナの中に搬入しようとした際、フォークリフトを降りて、コンテナの扉をさらに開けようとしたところ、2段目のパレットとフレコンバッグが崩れ、それらの下敷きになったもの。
3	令和5年4月	被災者が、フォークリフトを用いて、トラックの荷台に積み込んでいたポンプ（約 300kg）のキャスターをロックし忘れたため、ポンプが落下しそうになり、フォークリフトを降りたが、自らの体では押さえきれず、ポンプの下敷きとなったもの。
4	令和5年8月	被災者以外の労働者が、フォークリフトを用いてかご台車（130×70×96、重量 15kg）3台を運ぶための準備作業中、3段積みにしたかご台車（3段積み時の高さは 341cm）が崩れ、付近にいた被災者が当該かご台車の下敷きになったもの。
5	令和5年 10 月	被災者が、3段積みのフレコンバック（約 750kg、中身は樹脂ペレット）の一番下のフレコンバッグに穴が開いており、中身が床面に漏れ出ていたことに気づき、当該フレコンバッグに近づいたところ、はい積みのバランスが崩れ、最上段のフレコンバッグの下敷きになったもの。

A ない声かけ運動！プラス

栃木労働局・労働基準監督署



<荷役災害防止チェックリスト>

陸上貨物運送事業・製造業の事業者用

点 検 項 目	点検結果
具体的な荷の積込み・積下ろしの作業手順について、作業手順書を作成し、自社だけでなく荷主等の事業者を含めた関係労働者と共有した上で、当該作業手順に則した作業を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
自社倉庫等及びフォークリフト等に荷を積む際、荷崩れを防ぐために、偏荷重が生じないように積むとともに、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
作成した作業手順を関係労働者と共有する際は、なぜそのような作業手順にしたのか、といった背景・理由についても、関係労働者と共有していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
荷役作業を行う場所は、労働者が他のトラックや乗用車に接触される危険の無い安全な場所ですか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
フォークリフトを停車及び駐車する際は、平坦な箇所で行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
フォークリフトの荷が荷崩れを起こし、落下する範囲内を立入禁止としていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
キャストが付いている荷をトラック等や所定の場所に積み込んだ際は、当該荷の滑動、転位及び落下を防止するため、確実にキャストをロックしていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
重量物である荷が落ちてきた際は、自らの身をもって荷の落下を防ぐことが不可能であるため、意識的に落ちてくる荷を避けるようにしていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
荷役作業を行う労働者はもちろん、荷役作業を行わない労働者についても、荷崩れによる危険箇所を立入禁止としていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

荷主等の事業者用

点 検 項 目	点検結果
具体的な荷の積込み・積下ろしの作業手順について、陸上貨物運送事業者と共同して、作業手順書を作成し、陸上貨物運送事業者と自社との役割分担を含めて、関係労働者と共有していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
自社倉庫等及びフォークリフト等に荷を積む際、荷崩れを防ぐために、偏荷重が生じないように積むとともに、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
荷役作業を行う場所は、労働者が他のトラックや乗用車に接触される危険の無い安全な場所ですか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
重量物である荷が落ちてきた際は、陸上貨物運送事業者の労働者の身をもって荷の落下を防ぐことが不可能であるため、荷の落下による破損の可能性を理解していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

2024年4月から 労働条件明示のルール が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！

労働条件明示のルール

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

新しく追加される明示事項

全ての労働契約の締結時と
有期労働契約の更新時

1. 就業場所・業務の変更の範囲

2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容
併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明する必要があります。

有期労働契約の
締結時と更新時

3. 無期転換申込機会

4. 無期転換後の労働条件
併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

無期転換ルール※に基づくと
無期転換申込権が発生する
契約の更新時

※ 同一の使用者と間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項

1 就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】
全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

2 更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】
有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】
下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ（更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで）説明する必要があります。
i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3 無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】
「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。

4 無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】
「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】
「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項※4（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
※2 有期労働契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準）
※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。
（注）無期転換ルールの適用を免れる異因をもち、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部（室）、全国の労働基準監督署③

① ② ③

(2023年10月)

栃木県の最低賃金

使用者も、労働者も、必ずチェック！
※最低賃金は作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。



とちぎるくん 栃木県

地域別最低賃金 効力発生日：令和5年10月1日

栃木県最低賃金 時間額(円) **954**
特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。
(一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。)

特定最低賃金 効力発生日：令和5年12月31日

最低賃金の件名	最低賃金 時間額(円)	適用産業 (白根労働者(平成26年4月1日施行) による。)	適用除外労働者 (18歳未満又は65歳以上の労働者は 栃木県最低賃金が適用されます。)
塗料製造業	1,061	E1644 塗料製造業	(1) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの に主として従事する者
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	1,007	E25 はん用機械器具製造業 (建設 生産用機械器具製造業 (建設 用シヨベルトラツク製造業、 繊維織物製造業 (織物織機製 造業を除く。)) を除く。) E26 はん用機械器具製造業 (織物織機製 造業を除く。) E27 業務用機械器具製造業 E22 サハシ又は用・娯楽用機械器具 製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務 (これらの業務のうち に主として従事する者 を除外。) イ 清掃、片付け、削い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は 電線の切り、設置のはく離・巻線・結線、 組付けの業務
電子部品、デバイス、電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	1,008	E28 電子部品、デバイス、電子回路 製造業 E29 電気機械器具製造業 (電池製 造業、電気計測器製造業、そ の他の電気機械器具製造業 を除く。) E30 情報通信機械器具製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務 (これらの業務のうち に主として従事する者 を除外。) イ ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない電線が組立て、穴あけ、 かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の 切り、設置のはく離・巻線・結線、 組付けの業務 (注) ①自動車、同附属品製造業において は、手作業により又は手工具若 しくは小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り、設置のはく離・ 巻線、結線、組付けの業務 ②自動車、同附属品製造業 ③自動車、同附属品製造業 ④自動車、同附属品製造業 ⑤自動車、同附属品製造業 ⑥自動車、同附属品製造業 ⑦自動車、同附属品製造業 ⑧自動車、同附属品製造業 ⑨自動車、同附属品製造業 ⑩自動車、同附属品製造業 ⑪自動車、同附属品製造業 ⑫自動車、同附属品製造業 ⑬自動車、同附属品製造業 ⑭自動車、同附属品製造業 ⑮自動車、同附属品製造業 ⑯自動車、同附属品製造業 ⑰自動車、同附属品製造業 ⑱自動車、同附属品製造業 ⑲自動車、同附属品製造業 ⑳自動車、同附属品製造業 ㉑自動車、同附属品製造業 ㉒自動車、同附属品製造業 ㉓自動車、同附属品製造業 ㉔自動車、同附属品製造業 ㉕自動車、同附属品製造業 ㉖自動車、同附属品製造業 ㉗自動車、同附属品製造業 ㉘自動車、同附属品製造業 ㉙自動車、同附属品製造業 ㉚自動車、同附属品製造業 ㉛自動車、同附属品製造業 ㉜自動車、同附属品製造業 ㉝自動車、同附属品製造業 ㉞自動車、同附属品製造業 ㉟自動車、同附属品製造業 ㊱自動車、同附属品製造業 ㊲自動車、同附属品製造業 ㊳自動車、同附属品製造業 ㊴自動車、同附属品製造業 ㊵自動車、同附属品製造業 ㊶自動車、同附属品製造業 ㊷自動車、同附属品製造業 ㊸自動車、同附属品製造業 ㊹自動車、同附属品製造業 ㊺自動車、同附属品製造業 ㊻自動車、同附属品製造業 ㊼自動車、同附属品製造業 ㊽自動車、同附属品製造業 ㊾自動車、同附属品製造業 ㊿自動車、同附属品製造業
自動車、同附属品製造業	1,016	E311 自動車、同附属品製造業	(注) ①自動車、同附属品製造業において は、手作業により又は手工具若 しくは小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り、設置のはく離・ 巻線、結線、組付けの業務 ②自動車、同附属品製造業 ③自動車、同附属品製造業 ④自動車、同附属品製造業 ⑤自動車、同附属品製造業 ⑥自動車、同附属品製造業 ⑦自動車、同附属品製造業 ⑧自動車、同附属品製造業 ⑨自動車、同附属品製造業 ⑩自動車、同附属品製造業 ⑪自動車、同附属品製造業 ⑫自動車、同附属品製造業 ⑬自動車、同附属品製造業 ⑭自動車、同附属品製造業 ⑮自動車、同附属品製造業 ⑯自動車、同附属品製造業 ⑰自動車、同附属品製造業 ⑱自動車、同附属品製造業 ⑲自動車、同附属品製造業 ⑳自動車、同附属品製造業 ㉑自動車、同附属品製造業 ㉒自動車、同附属品製造業 ㉓自動車、同附属品製造業 ㉔自動車、同附属品製造業 ㉕自動車、同附属品製造業 ㉖自動車、同附属品製造業 ㉗自動車、同附属品製造業 ㉘自動車、同附属品製造業 ㉙自動車、同附属品製造業 ㉚自動車、同附属品製造業 ㉛自動車、同附属品製造業 ㉜自動車、同附属品製造業 ㉝自動車、同附属品製造業 ㉞自動車、同附属品製造業 ㉟自動車、同附属品製造業 ㊱自動車、同附属品製造業 ㊲自動車、同附属品製造業 ㊳自動車、同附属品製造業 ㊴自動車、同附属品製造業 ㊵自動車、同附属品製造業 ㊶自動車、同附属品製造業 ㊷自動車、同附属品製造業 ㊸自動車、同附属品製造業 ㊹自動車、同附属品製造業 ㊺自動車、同附属品製造業 ㊻自動車、同附属品製造業 ㊼自動車、同附属品製造業 ㊽自動車、同附属品製造業 ㊾自動車、同附属品製造業 ㊿自動車、同附属品製造業
計量器・測定器・分析機 器・試験機・測重機械器具、 製造業、医療用機械器具、 医療用品製造業、光学機 械器具、レンズ製造業、医 療用計測器製造業、時計・ 同部分品製造業	1,008	E273 計量器・測定器・分析機 器・試験機、測重機械器具、 理化学機械器具製造業 (理化学機 械器具製造業を除く。) E274 医療用機械器具、医療用品製 造業 E275 光学機械器具、レンズ製造業 E2973 医療用計測器製造業 (心電計製 造業を除く。) E293 時計・同部分品製造業	(注) ①自動車、同附属品製造業において は、手作業により又は手工具若 しくは小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り、設置のはく離・ 巻線、結線、組付けの業務 ②自動車、同附属品製造業 ③自動車、同附属品製造業 ④自動車、同附属品製造業 ⑤自動車、同附属品製造業 ⑥自動車、同附属品製造業 ⑦自動車、同附属品製造業 ⑧自動車、同附属品製造業 ⑨自動車、同附属品製造業 ⑩自動車、同附属品製造業 ⑪自動車、同附属品製造業 ⑫自動車、同附属品製造業 ⑬自動車、同附属品製造業 ⑭自動車、同附属品製造業 ⑮自動車、同附属品製造業 ⑯自動車、同附属品製造業 ⑰自動車、同附属品製造業 ⑱自動車、同附属品製造業 ⑲自動車、同附属品製造業 ⑳自動車、同附属品製造業 ㉑自動車、同附属品製造業 ㉒自動車、同附属品製造業 ㉓自動車、同附属品製造業 ㉔自動車、同附属品製造業 ㉕自動車、同附属品製造業 ㉖自動車、同附属品製造業 ㉗自動車、同附属品製造業 ㉘自動車、同附属品製造業 ㉙自動車、同附属品製造業 ㉚自動車、同附属品製造業 ㉛自動車、同附属品製造業 ㉜自動車、同附属品製造業 ㉝自動車、同附属品製造業 ㉞自動車、同附属品製造業 ㉟自動車、同附属品製造業 ㊱自動車、同附属品製造業 ㊲自動車、同附属品製造業 ㊳自動車、同附属品製造業 ㊴自動車、同附属品製造業 ㊵自動車、同附属品製造業 ㊶自動車、同附属品製造業 ㊷自動車、同附属品製造業 ㊸自動車、同附属品製造業 ㊹自動車、同附属品製造業 ㊺自動車、同附属品製造業 ㊻自動車、同附属品製造業 ㊼自動車、同附属品製造業 ㊽自動車、同附属品製造業 ㊾自動車、同附属品製造業 ㊿自動車、同附属品製造業
各種商品小売業			令和5年の改正はありません。 (注) 「各種商品小売業」最低賃金は、令和5年10月1日以降、 栃木県最低賃金(時間額954円)が適用されています。

* それぞれの産業において、①管理・補助的経済活動を行う事業所 又は ②劇時持株会社(L7282)も特定最低賃金が適用されます。

○ 最低賃金に含めない賃金とは？

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外・深夜・休日労働に対して支払われる賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

用語の解説

- 特定最低賃金における「適用除外労働者」で使われている主な用語の意味は以下のとおりです。
 - (1) 「主として従事する者」とは、専ら当該業務に従事する労働者のほか、他の業務にも従事する労働者を含むが、月間の当該業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいう。
 - (2) 「技能習得中のもの」とは、次に掲げる要件を満たす技能養成 (OJTを含む) の対象となっている者をいう。
 - ① 当該業務に従事した経験がない者では直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について実施されるものであること。したがって、離職職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験を有する者を対象とするものは含まれない。
 - ② 習得させべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
 - ③ 技能養成を実施する担当者又は責任者が定められていること。
 - (3) 「雑役」とは、特に熟練や経験を必要とせず、容易に他の労働者で代替のきくような軽易な業務で、かつ当該事業における本来的業務 (例えば製造業における連続した製造工程に組み込まれている業務、卸売・小売業における販売の業務等) でないものをいう。
 - (4) 「小型手持動力機」とは、1人の人間が容易に持ち運びできうるもので、電力等の種類を問わず動力を用いるものをいう (片手若しくは両手に持ちながら操作する、ドリル、ドライバ、サンダー、グラインダー、トリマー、カッター、丸のこ、丸のこ等の機械をいう。小型の動力機械であっても卓上に設置若しくは床に設置して使用する機械はこれに当たらない。)
 - (5) 「熟練を要しない」とは、簡単な指導及び説明により行うことができ、特別な技能、知識を要しないことをいう。
 - (6) 「目録による……」とは、テスター等の機器を全く用いず、外観のみについて行うことをいう。
 - (7) 「流れ作業の中で行う業務」とは、ベルトコンベア等の上で行う作業のほか、卓上で行われる作業であっても、当該事業場内で連続している製造工程の構成要素となり、当該作業が仮に停止した場合に当該工程の連続性が保たれないようなものも含む。

* お問い合わせは 栃木労働局 賃金室 (電話 028-634-9109) 又は各労働基準監督署へ

～業務改善助成金をご活用ください～

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援します！

厚生労働省 業務改善助成金

検索

労働保険料は口座振替が便利です！

**令和6年度 労働保険料・一般拠出金の口座振替の申込は
全期・第1期分 令和6年2月26日(月)までに！**

第2期分 令和6年8月14日(水)までに！

第3期分 令和6年10月11日(金)までに！

口座振替による納付の主なメリット

- 1 保険料納付のために金融機関に行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付忘れや遅れがなくなり、延滞金を課せられる心配がありません。
- 3 保険料引き落としに最大約2か月ゆとりができます。
- 4 手数料はかかりません。

【口座振替納付日・各期の申込締切日】

納期	全期・第1期	第2期※	第3期※
法定納期限（口座振替なし）	令和6年7月10日	令和6年10月31日	令和7年1月31日
口座振替納付日	令和6年9月6日	令和6年11月14日	令和7年2月14日
金融機関への申込締切	令和6年2月26日	令和6年8月14日	令和6年10月11日

※：第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

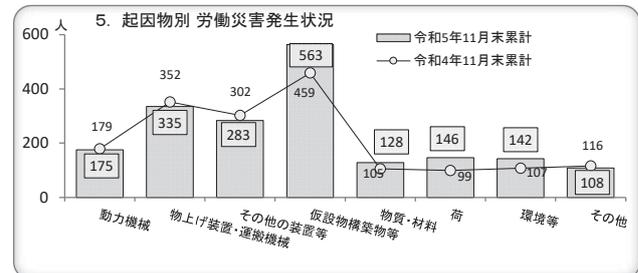
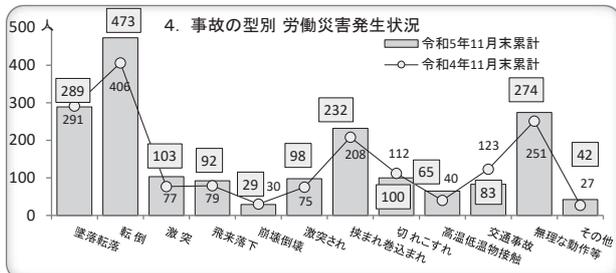
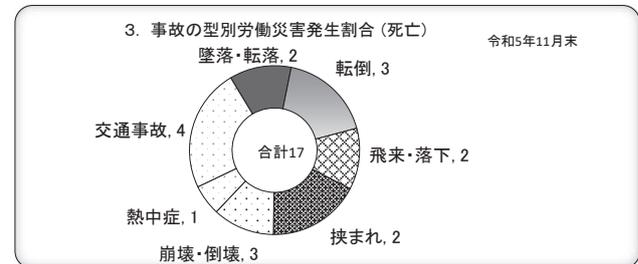
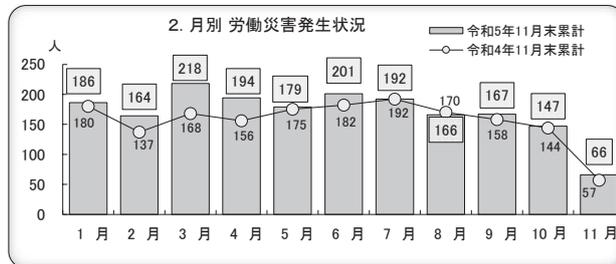
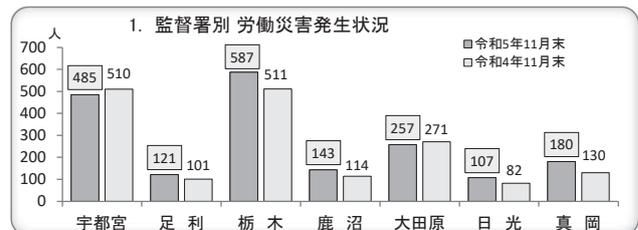
【お問い合わせ先】 栃木労働局労働保険徴収室 ☎ 028-634-9113

労働災害発生状況（令和5年）

（令和5年11月末現在）※ 新型コロナウイルス感染症を除く

主要業種別 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷病報告書による統計で、死亡者数は内数である。）

区分	令和4年		令和5年		増減数	増減率(%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	1,719	13	1,880	17	+161	+9.4
製造業	415	2	504	5	+89	+21.4
建設業	190	5	176	1	-14	-7.4
道路貨物運送業	230	4	227	6	-3	-1.3
陸上貨物取扱業	22		19		-3	-13.6
林業	804	2	880	5	+76	+9.5



2023年度各種技能講習等実施計画表

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
1	9 (火) ~ 10 (水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑧	建設産業会館	11/ 9 (木)	12/25 (月)
	15 (月) ~ 16 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑨	〃	11/15 (水)	1/ 5 (金)
	19 (金)	保護具着用管理責任者教育③	護国会館	11/17 (金)	1/ 5 (金)
	25 (木) ~ 26 (金)	鉛作業主任者講習	建設産業会館	11/24 (金)	1/11 (木)
	29 (月) ~ 31 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑧	〃	11/29 (水)	1/15 (月)
2	5 (月) ~ 6 (火)	乾燥設備作業主任者技能講習③	〃	12/ 5 (火)	1/22 (月)
	7 (水)	化学物質管理者講習 (化学物質の製造事業場以外) ⑤	〃	12/ 7 (木)	1/24 (水)
	19 (月)	保護具着用管理責任者教育 (臨時)	護国会館	12/14 (木)	2/ 5 (月)
	13 (火) ~ 14 (水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑨	建設産業会館	12/13 (水)	1/30 (火)
	21 (水) ~ 22 (木)	安全管理者選任時研修③	護国会館	12/21 (木)	2/ 7 (水)
	28 (水) ~ 29 (木)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	建設産業会館	12/25 (月)	2/14 (水)
3	4 (月) ~ 6 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑨	〃	1/ 9 (火)	2/19 (月)
	11 (月) ~ 12 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑩	〃	1/11 (木)	2/26 (月)
	21 (木) ~ 22 (金)	安全衛生推進者講習⑤ (一般③)	〃	1/22 (月)	3/ 7 (木)
	25 (月) ~ 26 (火)	化学物質管理者講習 (化学物質の製造事業場 2日コース) (臨時)	護国会館	1/24 (水)	3/11 (月)
	27 (水) ~ 28 (木)	有機溶剤作業主任者技能講習⑪	建設産業会館	1/29 (月)	3/13 (水)

◆ 申し込み方法・申込書は、当連合会のホームページに詳細・書式がございますので最新のものをダウンロードしてご利用ください。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせください。

URL [<http://www.tochikiren.or.jp>]

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日 9:00 ~ 17:00 土日祝は休業)
 〒 321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4 階
 TEL : 028-678-2771 FAX : 028-678-2775 Email : info@tochikiren.or.jp



とちぎ労基連トピックス①

令和 5 年度 栃木労働局からの要請・依頼事項一覧 (前回以降)

- ②⑨ 5 年 10 月 23 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取り組みに関する要請書」(要請)
- ③⑩ 5 年 11 月 2 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うにあたっての留意事項の一部改正について (通知)」(周知依頼)
- ③⑪ 5 年 11 月 15 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「栃木県特定最低賃金の周知広報について (依頼)」(広報依頼)
- ③⑫ 5 年 11 月 15 日付け 栃木労働局労働基準部健康安全課長
(趣旨)「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の円滑な実施等について」(協力依頼)
- ③⑬ 5 年 11 月 30 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「緊急対策「荷役災害ゼロ 60 日運動」の実施について (お願い)」(協力依頼)
- ③⑭ 5 年 11 月 30 日付け 栃木労働局長
(趣旨)「令和 5 年度年末年始無災害運動の実施について」(協力要請)

とちぎ労基連トピックス② (中災防・中小企業無災害記録証授与制度)

中小企業無災害記録第四種 (銀賞) が達成されました!

今年度、下記の事業場が無災害記録の認定を受けて、中小企業無災害記録証 (表彰状) と副賞 (表彰盾) が中央労働災害防止協会から授与されました。

無災害記録の達成おめでとうございます。達成した事業場にはこれからも無災害の継続に向けて、更に活発な安全管理活動の取り組みをお願いいたします。

所在地	事業場名	種別	期間	労働者数
小山市	メルテック株式会社	第四種 (銀賞)	平成 29 年 7 月 5 日 ~ 令和 5 年 10 月 1 日	67 名

とちぎ労基連トピックス③

令和5年度第3回理事会が開催されました。

令和5年11月13日(月)、ホテルニューイタヤにおいて、理事19名、監事2名が出席し、当連合会の令和5年度第3回理事会が開催されました。

議事に先立ち、松下正直会長より新型コロナ5類移行後の県内の経済情勢、雇用・労災発生状況、地方産業安全衛生大会開催結果などについての報告に続いて、本年度後半も、昨年度に引き続き働き方改革関連法の周知など過重労働防止の啓蒙啓発、更には年末年始無災害運動への協力等、今後とも、各職場で労働災害撲滅に向けた安全衛生活動を強化するよう、連合会として指導啓発に努めると挨拶がありました。

理事会では、事務局より

第1号議案 令和5年度上半期事業報告

第2号議案 令和5年度上半期収支予算執行状況報告

第3号議案 令和5年度上半期の役員活動状況報告

について提案説明があり、慎重な審議の結果、全議案とも提案通り承認されました。

議事終了後、堀澤専務理事より出席者に対して、栃木労働局長からの「長時間労働防止と働き方見直し要請書」について配布資料を基に、メッセージ内容が説明され、年末年始無災害運動と合わせて各地区協会における一層の取組協力についての要請が行われました。



地区労働基準協会情報 (1月～3月)

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- 1月18日(木)、19日(金)
第4回職長等教育 護国会館
労務管理講習会
- 1月31日(水) 宇都宮市文化会館小ホール
研削砥石の取替等に係る特別教育 護国会館
- 2月15日(木) テールゲートリフター特別教育 護国会館
- 2月27日(火) 第3回保護具着用管理責任者教育 護国会館
- 3月5日(火) 第3回化学物質管理者講習 護国会館
- 3月7日(木) 職長等能力向上教育 護国会館
- 3月14日(木) 第4回理事会、第3回総務部会 宇都宮市文化会館会議室
- 3月22日(金)

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- 1月22日(月)
テールゲートリフターの操作特別教育④ 足利市民プラザ
- 1月29日(月) 労務管理セミナー ニューミヤコホテル
- 2月3日(土)、4日(日)
動力プレス特別教育 赤石工業(株)
- 2月14日(水) 保護具着用管理責任者講習② 地場産業振興センター
- 2月16日(金) 化学物質管理者講習② 地場産業振興センター
- 2月26日(月)、27日(火)
職長教育② 足利市民プラザ
- 3月1日(金) 健康づくり実践教室 足利市民プラザ

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- 1月19日(金) 令和5年度労務管理セミナー 小山グランドホテル
- 1月24日(水) 動力プレスの金型の調整等特別教育 栃木商工会議所
- 1月30日(火) 保護具着用管理責任者教育 栃木商工会議所
- 2月6日(火) ~ 7日(水)
職長教育(製造業向) 栃木商工会議所
- 3月予定
栃木労基署管内労働災害防止団体連絡会議 詳細未定

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- 2月2日(金) 新春労務講演会・新春労務懇談会 仙水閣
- 2月21日(水) 粉じん作業特別教育 佐野市勤労者会館
- 3月6日(水) 正副会長会議 会場未定
- 3月14日(木) 第3回理事会 ホテルサンルート佐野(予定)
- 3月予定
栃木労基署管内労働災害防止団体連絡会議 会場未定

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- 1月18日(木) 労務管理講習会 ニューサンピア栃木
新年祝賀会 ニューサンピア栃木
- 2月8日(木) 労務管理部会 鹿沼市職業訓練センター
- 2月15日(木) 産業安全部会 鹿沼市職業訓練センター
- 2月22日(木) 労働衛生部会 鹿沼市職業訓練センター
- 3月14日(木) 総務部会 鹿沼市職業訓練センター
- 3月19日(火) 理事会 鹿沼市職業訓練センター

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- 1月5日(金) 北栃木新春名刺交換会 勝田屋記念会館
- 1月19日(金) 職長の能力向上教育(製造業) 県北体育館
- 2月16日(金)
総務部・産業安全部・労働衛生部 合同部会 トコトコ大田原
- 2月21日(水) 化学物質管理者講習② 県北体育館
- 3月7日(木) 第4回理事会 トコトコ大田原

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- 1月29日(月) ~ 31日(水)
伐木等の業務特別教育(林災防協力) 鹿沼市職業訓練センター
- 2月5日(月) 食料品製造業労働災害防止協議会役員会 日光市民活動支援センター第二・三会議室
- 2月7日(水) 第2回職長教育 日光市中央公民館
- 2月26日(月) 日光地区THP推進協議会運動指導会 日光市大沢公民館
- 2月28日(水) 労務管理部会及び労務管理講習会 日光市大沢公民館
- 3月12日(火)
玉掛け業務従事者及びクレーン運転士安全衛生教育(那須クレーン教習所協力) 日光市大沢公民館
- 3月22日(金) 専門部合同会議 日光市大沢公民館

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- 1月17日(水) 労務管理セミナー 真岡市公民館
- 1月22日(月) ~ 23日(火)
職長教育 真岡市公民館西分館
- 1月29日(月) 保護具着用管理責任者教育 真岡市公民館
- 2月21日(水) 化学物質管理説明会 真岡市公民館
- 2月22日(木) 粉じん作業特別教育 真岡市公民館
- 3月14日(木) 第3回理事会 真岡市公民館

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう！！

栃木労働局雇用環境・均等室

○年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する「時間単位の年次有給休暇制度」の活用が効果的です。

詳しくはこちら

（年次有給休暇取得促進特設サイト）



Refresh!

もっと自分らしい働き方

休み方

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

楽しむ冬、休みをつなげて、もっと楽しく。

事業主の皆さまへ

キャリアアップ助成金

「正社員化コース」が拡充されました！

2023年11月29日以降における変更点のご案内



「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

このリーフレットの内容①～④は、2023年11月29日以降に正社員化した場合に適用されます。

正社員化コースとは

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成金を支給します。

拡充

① 助成金（1人当たり）の見直し

支給対象期間を現行の「6か月」から「12か月」に拡充します。拡充に伴い、6か月あたりの助成額を見直します。

企業規模	現行	拡充
中小企業 （大企業）	57万円 （42.75万円）	80万円 （60万円）

拡充

② 対象となる有期雇用労働者の要件緩和

対象となる有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上」に緩和します。

新設

③ 正社員転換制度の規定に関する加算措置

新たに正社員転換制度の導入に取り組む事業主に対する加算措置を新設します。

拡充

④ 多様な正社員制度規定に関する加算措置

多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）制度規定に関する加算額を増額します。

※事前にキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局へ提出することが必要です。

計画書その他、受給にあたっては要件があるため、
詳細は栃木労働局助成金事務センターにお問い合わせください。
TEL：028-614-2263

